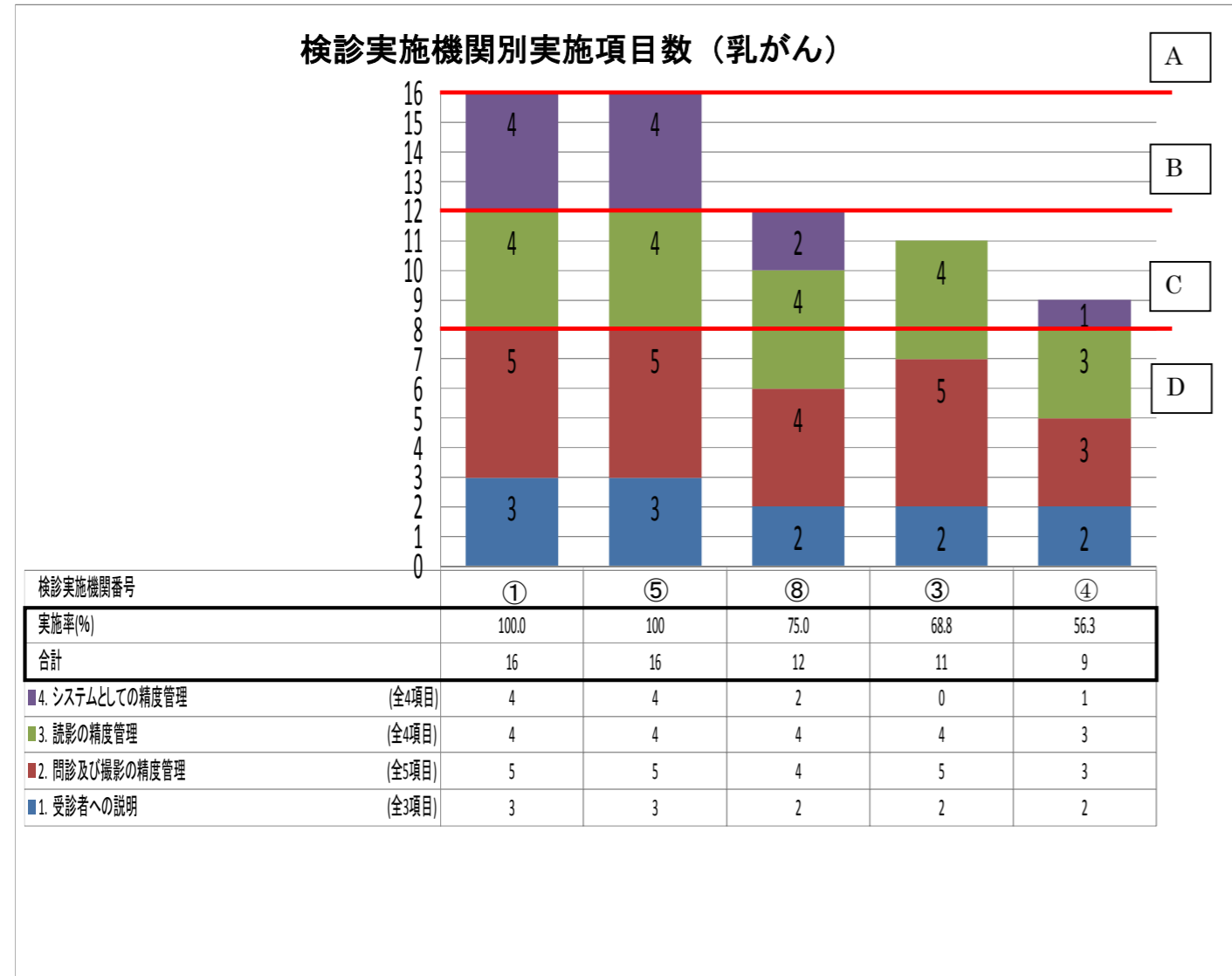


# がん検診実施機関精度管理調査結果 機関別・調査項目別集計 (乳がん)

## 一 検診実施機関別集計結果



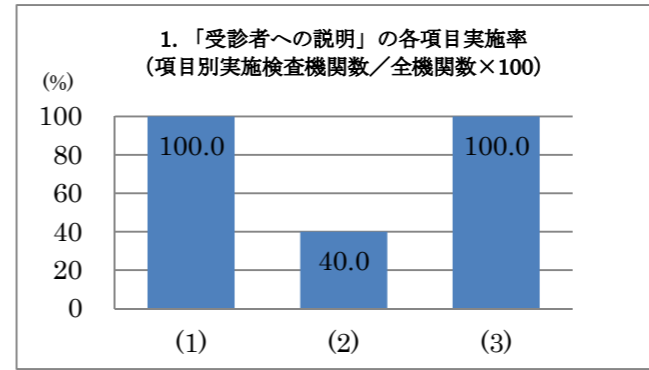
### ※評価基準について

評価は厚生労働省が設置した「がん検診に関する検討会」及び「がん検診事業の評価に関する委員会」でまとめられた「がん検診のためのチェックリスト(検査機関用)」の中で、検診機関が遵守すべき精度管理の要点に沿って ABCD の 4 段階評価を以下の基準で行いました。

評価	項目の遵守状況	遵守されていない項目数
A	チェックリストをすべて満たしている	0 項目
B	チェックリストを一部満たしていない	1-4 項目
C	チェックリストを相当程度満たしていない	5-8 項目
D	チェックリストを大きく逸脱している	9 項目以上

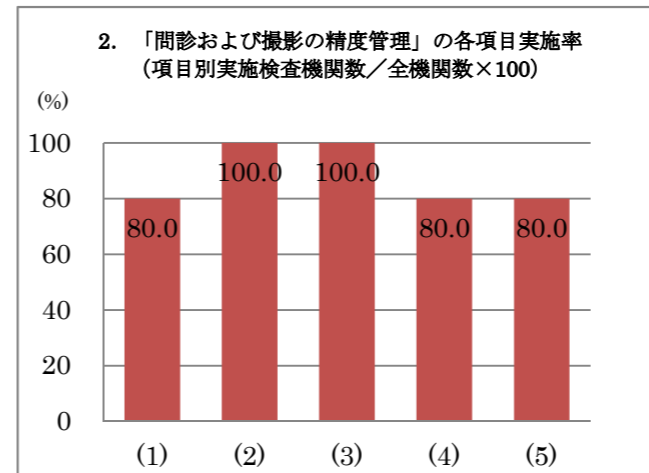
## 二 各実施項目集計結果

### 1 受診者への説明



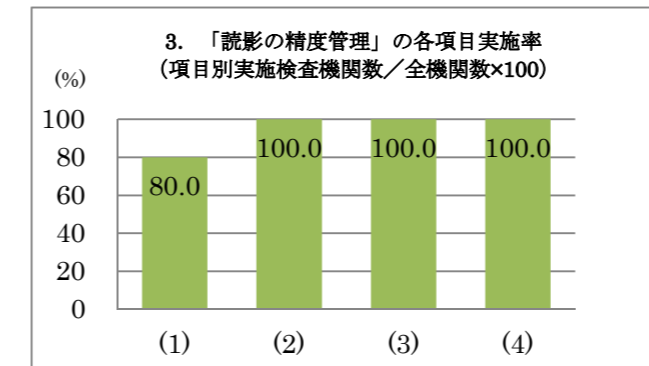
- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか  
解説: マンモグラフィによる乳がん検診の手引き(第5版)105 項参照
- (2) 精密検査の方法や内容について説明しているか  
解説: マンモグラフィによる乳がん検診の手引き(第5版)105 項参照
- (3) 精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対して十分な説明を行っているか

### 2 問診および撮影の精度管理



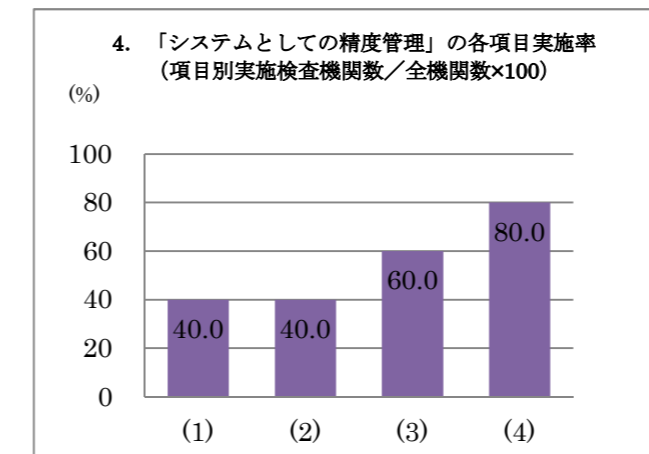
- (1) 検診項目は、問診、視・触診、マンモグラフィ検査としているか
- (2) 問診記録は少なくとも 5 年間保存しているか
- (3) 乳房 X 線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしているか
- (4) 乳房 X 線撮影における線量および写真の画質について、第三者による外部評価を受けているか。  
解説: マンモグラフィ検診精度管理中央委員会の行う施設画像評価にて A または B を取得していれば○。評価 C または D、施設画像評価を受けていなければ×
- (5) 撮影技師はマンモグラフィの撮影に関する適切な研修を修了しているか  
解説: マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を受講し、A または B の評価を得ていれば○。C または D 評価、講習会未受講であれば×

### 3 読影の精度管理



- (1) マンモグラフィ読影講習会を修了し、その評価試験の結果が A または B である者が読影に従事しているか  
解説: マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を受講し、A または B の評価を得ていれば○。C または D 評価、講習会未受講であれば×。
- (2) 読影はダブルチェックをお行っているか(うち 1 人はマンモグラフィの読影に関する適切な研修を修了しその評価試験の結果が A または B である)
- (3) マンモグラフィ写真は少なくとも 3 年間は保存しているか
- (4) 検診結果は少なくとも 5 年間は保存しているか

### 4 システムとしての精度管理



- (1) 精密検査及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受けているか  
解説: 診断のための検討会(特に非浸潤癌か否か)、病期を含む報告を受けていれば○。単なる癌か否かの報告では×。
- (2) 診断のための検討会や委員会(第三者の乳がん専門家を交えた会)を設置しているか  
解説: 施設内での症例検討会、精度管理委員会などを意味する。施設内での設置が困難な施設では、市町村等が行う検診発見癌の検討会への参加などでもよい。
- (3) 都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中)に基づく検診ができるようデータを提出しているか。
- (4) 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計しているか。